平成２９年（フ）第１５１４号
名古屋市守山区白山４丁目702番地　グランドヒル白山１Ｂ号
債務者　木下　博文
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５５５号
名古屋市北区山田４丁目16番17号　県営矢田住宅1114号
債務者　横井　隆弘
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０３号
福岡県久留米市北野町今山２番地　さわやかこすもす館
債務者　草場　　孝
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２０７号
福岡県久留米市善導寺町飯田470番地２　市営餅栗住宅１棟407号
債務者　保坂佐登子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２２６号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷388番地７
債務者　金子　勝枝
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５６号
熊本県玉名郡玉東町大字木葉52番地
債務者　村上　　勝
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第４７３号
仙台市泉区南光台４丁目４－７アップルハウス旭ヶ丘５　102号室、住民票上の住所宮城県加美郡色麻町大字下新町北155番地
債務者　佐々木洋紀
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６７０号
仙台市泉区向陽台２丁目13番８号　ジュネスＳ２－201、従前の住所仙台市泉区向陽台４丁目11番３号
債務者　岩淵けい子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６７４号
仙台市宮城野区新田２丁目８番５号　高橋アパート１
債務者　工藤　勝司
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６７５号
仙台市宮城野区新田２丁目８番５号　高橋アパート１
債務者　工藤　勝子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
宮城県気仙沼市上田中１丁目２番地６
債務者　柳本　和良
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第３３号
秋田県大仙市幸町４番62号　サンパレスたかやなぎＣ－11号、前住所秋田県大仙市美原町４番51－１号
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１０９号
福島県伊達郡国見町大字川内字内上33番地
債務者　鈴木佑一郎
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第３０５号
茨城県水戸市河和田町172番地の１
債務者　川口惠美子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４６号
千葉県茂原市東郷1571番地１
債務者　阿部　幸夫
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
千葉県夷隅郡御宿町須賀497番地18
債務者　中島　俊彦
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
千葉県長生郡白子町牛込137番地４
債務者　榮喜　哲也
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係